

福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）基本研修実施要領

1 目的

本要領は、福島県喀痰吸引等研修（不特定多数の者対象）実施要綱に基づき実施する基本研修について、必要な事項を定める。

2 （省令別表第一号、第二号）基本研修事業実施上の留意点

- (1) 基本研修のうち、講義は集合的な研修で差し支えないが、演習については少人数のグループを編成して実施すること。
- (2) 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現従事者（現に介護等の業務に従事している者）であること等の状況を鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮すること。

3 実施主体

実施主体は福島県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託できるものとする。

4 筆記試験による修得程度の審査方法について

(1) 基本方針

基本研修（講義）については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

研修課程	出題範囲
省令附則第四条別表第一の①講義	左同
省令附則第四条別表第二の①講義	左同

(3) 出題形式

客観式問題（四肢択一）により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数30問、試験時間60分を下限とし実施すること。

(5) 問題作成指針

以下ア～エに基づき作成すること。

- ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。
- イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。
 - (ア) 対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識
 - (イ) 喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識
- ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。
- エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、「喀痰吸引等研修実施委員会」において、その取扱方針を定めておくこと。

5 演習による技能修得の確認方法について

(1) 基本方針

- ア 演習については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。
- イ 研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター（吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式）、人体解剖模型、その他演習に必要な機器（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等）を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。
- ウ 評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた演習を実施した上で行うこと。

(2) 実施内容

演習は、以下のSTEP3～STEP8の順を踏まえ行うこととし、以下に示す「演習類型区分」の区分毎に、「基本研修（演習）評価基準・評価票」（別添1）を用いた評価を行うこと。

STEP 1 : 安全管理体制確保 (演習では評価しない。)

STEP 2 : 観察判断 (演習では評価しない。)

STEP 3 : 観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP 4 : 準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP 5 : 実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施し、安全に行われたかどうかを確認する。

※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP 6 : 報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を研修講師に報告する。

STEP 7 : 片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP 8 : 記録

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

○ 演習類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器装着者
口腔内の喀痰吸引	1-①	1-②
鼻腔内の喀痰吸引		
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1-③	1-④
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1-⑤	—
経鼻経管栄養	1-⑥	—
救急蘇生法	—	—

- 1－①：喀痰吸引　－口腔内・鼻腔内吸引（通常手順）－
- 1－②：喀痰吸引　－口腔内・鼻腔内吸引
（人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法）－
- 1－③：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引（通常手順）－
- 1－④：喀痰吸引　－気管カニューレ内部吸引
（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）－
- 1－⑤：経管栄養　－胃ろう又は腸ろうによる経管栄養－
- 1－⑥：経管栄養　－経鼻経管栄養－

（３）実施手順

- ア　標準なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が１回の実演を行う。
- イ　グループ試行として、研修受講者はグループになり１人１回以上実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
- ウ　全ての研修受講者に「基本研修（演習）及び実地研修類型区分」の区分毎に、省令別表に定める以上の演習を行わせる。
- エ　演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修（演習）評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

（４）実施上の留意事項

上記（２）に示す実施内容における研修講師の役割分担については、STEP 3～8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。

（５）評価判定方法

- ア　演習の総合的な評価判定は、以下により、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。
- イ　当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修（演習）評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとし、基本研修の修了が確認された研修受講者に対して実地研修を行うこと。
- ウ　演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。
- オ　２回目のウの演習で、全課程の合格評価が得られなかった場合は、基本研修の修了を認めないとし、再度、基本研修の全課程の研修受講を要する。

(6) 評価判定基準

基本研修（演習）を行った各研修受講者、かつ、各評価項目について、以下のア～ウの3段階で演習指導講師が評価すること。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。（手順通りに実施できなかった。）

(7) 評価項目及び評価票

- ア 喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引（通常手順）・・・・・・・・別添1－1
- イ 喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法)・・・・・・・・別添1－2
- ウ 喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順)・・・・・・・・別添1－3
- エ 喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法)・・・・・・・・別添1－4
- オ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）・・・・・・・・別添1－5
- カ 半固形化栄養剤による胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・・別添1－6
- キ 経鼻経管栄養・・・・・・・・別添1－7

6 基本研修の修了証について

講義を適正に受講し、4の方法において筆記試験に合格し、かつ演習を適正に受講し、5の方法において演習の評価判定基準に達した場合に、基本研修に関する修了証を別添2（別添2－1）により、交付するものとする。

なお、福島県が、研修実施機関に委託した場合は、（別添2－2）により、基本研修に関する修了証を交付するものとする。

さらに、基本研修に関する修了証の再交付が必要な場合は、「福島県喀痰吸引等研修事業の修了証明書に関する取扱要綱」に基づき対応するものとする。